

「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画（13. 8）

第1章 基本的な考え方

- 1 行動計画策定の趣旨
- 2 人権教育の定義
- 3 行動計画の基本理念
- 4 人権教育を進めるに当たっての市の基本的な姿勢
 - (1) 市民主体の人権教育の推進
 - (2) 交流と共生の人権教育の推進
 - (3) 同和教育等の成果を踏まえた人権教育の推進
- 5 行動計画の性格
- 6 行動計画の目標年次及び計画の見直し

第2章 生駒市の人権に関する教育・啓発の現状と課題

第3章 人権教育を推進するための環境の整備

- 1 学習環境の整備（市民ニーズの把握、学習機会の提供）
- 2 人材の養成（身近な指導者の育成、専門的な指導者の確保と育成）
- 3 学習方法の整備（学習プログラムの整備、多様な教材の提供）
- 4 情報の提供
- 5 ボランティア活動の促進
- 6 関係機関、団体等との連携（講師の紹介や啓発資料の提供、相談機能の充実）

第4章 あらゆる場を通じた人権教育の推進

- 1 家庭・地域社会における人権教育の推進
 - (1) 基本認識
 - (2) 現状と課題
 - (3) 具体的施策の方向
 - 家庭教育の充実
 - 学習の場の確保
 - 学習内容の充実、情報の提供
 - 市民組織に対する支援
- 2 学校・園における人権教育の推進
 - (1) 基本認識
 - (2) 現状と課題
 - (3) 具体的施策の方向
 - 家庭、学校・園、地域社会の連携
 - 教育活動全体を通じた人権意識の育成
 - 生活の場を通じて人権意識が身につくような指導方法等の改善
 - 同和教育・保育の成果を生かした人権教育内容の充実
- 3 企業における人権教育の推進
 - (1) 基本認識
 - (2) 現状と課題
 - (3) 具体的施策の方向
 - 生駒市企業同和教育推進協議会への支援
 - 企業内研修の支援
 - 就職の機会均等の確保
 - セクシュアル・ハラスメントについての啓発
- 4 市職員等に対する人権教育の推進

- (1) 基本認識
- (2) 現状と課題
- (3) 具体的施策の方向
 - 職員研修の充実
 - 市政の推進に関わりの深い市民や団体に対する研修の促進
 - 教職員・保育士等に対する系統的な研修の実施

第5章 重要課題への対応

1 同和問題

具体的施策の方向

- 教育・啓発活動の創意工夫
- 地区内における就学前教育の充実、学力向上の取り組み、地域活動へ支援
- 就労の機会均等の保障、雇用主への啓発活動の推進
- 隣保館事業の推進

2 女性問題

具体的施策の方向

- 男女平等・対等を実現するための啓発活動の推進
- 学校における男女平等教育の充実
- 研修の充実、リーダーの育成
- 意志決定の場への女性の参画の促進
- 女性の就業の促進
- 相談体制の確立

3 子ども

具体的施策の方向

- 「子どもの権利条約」の理念・内容の周知とその具体化
- 一人ひとりの権利を大切に、違い・個性を尊重する学校づくり
- いじめ問題への取り組み
- 健全育成に向けての取り組み
- 教育相談体制の充実
- 人権尊重の資質を培う教育の充実
- 相談支援体制の強化

4 高齢者

具体的施策の方向

- 総合的・体系的な高齢化対策の推進
- 環境条件の整備、福祉意識の醸成、自立自助意識の高揚
- 生涯学習のための条件づくり、社会参加活動の促進
- 保健・福祉施策の充実
- 社会保障制度の充実に向けた関係機関への働きかけ
- 支援サービス、情報・相談体制の確立

5 障害者

具体的施策の方向

- 教育・啓発活動の推進
- ふれあいの場の提供、交流の推進
- 関係職員への研修の充実
- 相談体制の充実
- 就労機会の拡大、雇用の安定の支援
- 総合的な保健・医療サービスの提供
- 住環境・生活環境の整備

6 外国人

具体的施策の方向

- 世界の人々と対等な関係をもてる人材の育成
- 教育・啓発活動の推進
- 外国語表記による生活情報の提供、相談体制の充実
- 行政窓口の整備
- 厚生援護・住宅問題への取り組み
- 就労の機会均等の確保

7 プライバシーをめぐる問題

具体的施策の方向

- 生駒市個人情報保護条例の周知
- 教育・啓発活動の推進

8 さまざまな人権問題

(エイズ、ハンセン病患者、元患者とその家族、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、医療分野、インターネット、婚外子等、同性愛者、路上生活者への暴力行為)

第6章 国際協力の推進

第7章 行動計画の推進

- 1 推進体制
- 2 推進体制の整備とフォローアップ

「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画

目 次

第1章	基本的な考え方	P 1
1	行動計画策定の趣旨	P 1
2	人権教育の定義	P 2
3	行動計画の基本理念	P 2
4	人権教育を進めるに当たっての市の基本的な姿勢	P 2
5	行動計画の性格	P 4
6	行動計画の目標年次及び計画の見直し	P 4
第2章	生駒市の人権に関する教育・啓発の現状と課題	P 5
第3章	人権教育を推進するための環境の整備	P 7
1	学習環境の整備	P 7
2	人材の育成	P 7
3	学習方法の整備	P 8
4	情報の提供	P 8
5	ボランティア活動の促進	P 8
6	関係機関・団体等との連携	P 9
第4章	あらゆる場を通じた人権教育の推進	P 10
1	家庭・地域社会における人権教育の推進	P 10
2	学校・園における人権教育の推進	P 11
3	企業における人権教育の推進	P 12
4	市職員等に対する人権教育の推進	P 13
第5章	重点課題への対応	P 15
1	同和問題	P 15
2	女 性	P 16
3	子 ど も	P 18
4	高 齢 者	P 19
5	障 害 者	P 21
6	外 国 人	P 22
7	プライバシーをめぐる問題	P 24
8	さまざまな人権問題	P 25
第6章	国際協力の推進	P 26
第7章	行動計画の推進	P 27
1	推進体制	P 27
2	推進体制の整備とフォローアップ	P 27

第1章 基本的な考え方

1 行動計画策定の趣旨

今日、国際社会では人権尊重の社会に向けて、「人権・環境・平和」をキーワードに取り組みが進められており、これらはいずれも人間の幸福にとってかけがえのないもので、世界中の人々の共通の願いです。

20世紀、二度にわたる大戦が世界中に多大な惨禍と苦難をもたらしました。その反省にたって「世界人権宣言」が1948年（昭和23年）の国際連合（国連）の総会で採択されました。この宣言の理念は、世界のすべての人が平和を愛し、自由と平等の権利、安全に生存する権利などを達成するための人権の基本原則を示したものです。

その後、国連では人権に関する数多くの条約や各種宣言を提起するとともに、「国際年」を設定し国際的な取り組みを展開してきました。

しかし、こうした努力にもかかわらず、東西冷戦が終わった後も、世界各地で人種・民族・宗教などをめぐるさまざまな対立から地域紛争や内戦が続き、多くの難民が発生するなど人権をおびやかす深刻な事態が生じています。

このような憂慮すべき状況を背景に、人権問題を国際的な協調のもとに解決していこうとする機運が高まり、1993年（平成5年）にはウィーンにおいて世界人権会議が開催され、直面する課題や人権教育の重要性が確認されました。これを受けて翌94年（平成6年）の国連総会で、1995年（平成7年）～2004年（平成16年）を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、その行動計画の積極的な取り組みを各国政府に呼びかけました。

我が国においては、戦後制定された日本国憲法で「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として人権の享有を保障しています。また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）に出された「同和対策審議会」答申の中で、「同和問題は、人間の自由と平等に関する問題であり、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と提起され、これまで解決に向けた種々の取り組みが行われてきました。このような中、我が国においても人権についての国際的な各種条約が批准され、同和問題はもとより在日韓国・朝鮮人問題、女性問題、障害者問題等、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組みが行われています。

政府はこうした国際社会や国内の人権問題をめぐる状況を踏まえ、1997年（平成9年）7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計

画を策定しました。また、奈良県でも1998年（平成10年）3月、奈良県行動計画を策定し、人権教育を推進する方向を示しました。

「人権教育のための国連10年」は、世界中に「豊かな人権文化の創造」をめざしています。人権とは、一人ひとりが豊かに生きる権利であり、みんなが幸せになっていくための基本的な権利です。したがって人権文化を創造するということは、人権が尊重される社会の実現であり、差別を許さない生き方を求めていくことでもあります。

本市もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえ、今後の人権教育・啓発を積極的に推進していくため、本行動計画を策定することにしました。

2 人権教育の定義

人権教育については、国連総会決議のなかで、「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」と述べています。また国連行動計画では、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しています。

このことから人権教育とは、人権という普遍的文化に満ちた社会を築くため、市民一人ひとりが生涯のあらゆる機会を通じ人権に関する正しい知識を習得するとともに、自分で考え、判断し、話し合っって問題を解決する力、人権感覚を高め行動する態度を身に付けるための教育及び啓発です。

3 行動計画の基本理念

この行動計画は、学校や企業はもとより家庭や地域など、あらゆる場や機会において人権教育が行われ、人権が市民一人ひとりの思考や行動の価値基準として日常生活に根付き、人間関係と社会関係の基本原則となり、人権という普遍的文化の創造を目指すことを基本理念とします。

4 人権教育を進めるに当たっての市の基本的な姿勢

(1) 市民主体の人権教育の推進

日々の暮らしの中に人権意識を定着させ、人権という普遍的文化を築いていくためには、市民が主体的に人権学習に取り組むことが必要です。そ

のためには知識を教えるだけではなく、市民自らが人権問題を自分自身の問題と捉え、学びたいという関心と呼び起こすことが大切です。

人権への関心は画一的なものではなく、年齢やライフスタイルなどによっても違います。一人ひとりの学習したいという願いを保障し、あらゆる機会や方法を活用し、だれもが学ぶ喜びを味わえるようにする必要があります。

そのため、市民に親しみやすい多様な人権学習プログラムを用意するとともに、市民主体の活動を育成し、市民参加による人権学習を進めることができるような学習環境の整備に努めます。

(2) 交流と共生の人権教育の推進

「世界人権宣言」の第2条には、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と述べられており、差別は固定的なものでなく、さまざまなものから発生する可能性を示しています。

とりわけ我が国においては、単一民族といった誤った認識のもと、同質化を求め、異質なものを排除する傾向が強く残っています。今後、人権問題の解決に当たっては、国際的な視野にたって互いの個性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合って交流し、共生する豊かな人間関係を築いていくことに努めます。

(3) 同和教育等の成果を踏まえた人権教育の推進

同和教育は、同和問題の解決を図ることを目的に始まり、取り組みの経緯の中で、あらゆる差別をなくすための教育へと広がってきました。

また、同和問題啓発活動は、同和問題の正しい理解と認識を培い、人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図るうえで大きな役割を果たしてきました。人権という普遍的文化の創造のため、これらの取り組みを更に発展させなければなりません。

今日では、体験・参加型学習など、さまざまな形で人権教育が展開されており、これらの人権教育の手法にも学びながら、広く豊かな人権教育を展開することが求められています。

今後の人権教育においては、これまでの人権意識の確立に向けた取り組みの経緯・成果を踏まえ、差別の歴史性や社会性に対する正しい理解を更

に深めるとともに、新たな手法も採り入れ、自分自身の問題としてとらえる視点をもってその推進に努めます。

5 行動計画の性格

- (1) この行動計画は、「生駒市人権擁護に関する条例」の趣旨や「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の理念を踏まえ、本市において総合的に推進するための計画です。
- (2) この行動計画は、生駒市総合計画との整合性はもとより、市の様々な施策に係る諸計画において、人権教育の分野における基本となる計画です。
- (3) この行動計画は、市が推進する人権教育の指針として具体的な施策の方向を示したものです。関係機関・団体、企業などについては、この行動計画の趣旨に沿った自主的な取り組みを期待します。

6 行動計画の目標年次及び計画の見直し

この行動計画の目標年次は、「人権教育のための国連10年」の最終年次に合わせ2004年（平成16年）としますが、必要に応じて市民参画の組織と協議し、その進捗と効果について評価を行い、社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを行って、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づくその後の計画につなぐこととします。

第2章 生駒市の人権に関する教育・啓発の現状と課題

本市では、人権が尊重される地域社会を目指して、「生駒市総合計画」や県教育委員会の「同和教育の推進についての基本方針」に基づき、あらゆる差別をなくす教育・啓発活動に取り組んできました。

同和問題については、1971年（昭和46年）に生駒市同和教育研究推進協議会が組織され、同和教育地区別懇談会や同和教育指導者養成講座の開催など、市民ぐるみの人権教育・啓発を展開してきました。啓発については、1988年（昭和63年）に市長を本部長とする生駒市同和问题啓発活動推進本部を設置し、毎月11日「人権を確かめあう日」を中心として、行政総体としてより強力に啓発事業を推進しています。また、同年には、生駒市企業同和教育推進協議会が結成され、市内の企業においても取り組みが進められています。

更に1994年（平成6年）には「生駒市人権擁護に関する条例」を制定し、あらゆる差別をなくすための施策を推進しています。しかしながら「人権問題に関する意識調査」の結果からは、人権についての意識や関心は十分とはいえ、今なお解決しなければならない多くの課題が残されている状況があります。

子どもの人権に関しては、1983年（昭和58年）に策定された「生駒市同和保育指導指針」に基づき、幼稚園・保育園が共通の考え方で人権を大切にするための取り組みを行っており、就学前からの教育の充実に努めています。

しかし、現在、私たちのまわりでは、不登校やいじめ、児童虐待や暴力など子どもの人権に関わる深刻な問題も生じています。

女性問題については、1990年（平成2年）に開設した生駒市女性センターを拠点として、講座の開催や情報提供、相談などを実施しています。

また、1996年（平成8年）3月には「生駒市女性行動計画」を策定し、女性問題を人権の問題としてとらえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

高齢者問題については、高齢者は豊富な知識や経験を持っていることから、主体的に社会参加できる施策や、高齢者介護への支援などを積極的に進めることが重要です。高齢者が生きがいをもって安心して生活を営むことができるように、生涯学習の機会や情報提供など啓発の充実を目指しています。

また、2001年（平成13年）3月には、「生駒市高齢者ハートフルプラン」を策定し、介護保険事業の充実やきめ細かい高齢者福祉・保健施策の展開を図っています。

障害者問題については、1998年（平成10年）に「生駒市障害者福祉基本計画」を策定し、市民の障害者に対する理解が深まるよう啓発活動を実施し

ています。ことに、障害者への正しい認識や理解が重要であり、障害者が自立し社会参加することで充実した生活ができるように、共に生きるまちづくりを目指していく必要があります。

外国人問題については、1996年（平成8年）3月に「生駒市国際化基本指針」を、2000年（平成12年）3月には「生駒市外国人住民教育指針」を策定し、外国人と日本人が互いの人権を尊重し理解し合って行動できる、開かれた地域づくりのための施策を進めています。

このように、本市の人権教育及び啓発活動は、学校・地域社会・職場などで多くの人々や関係機関・団体によって取り組まれ一定の前進をみていますが、同和問題にかかわる差別落書きや差別発言が起こっており、多くの課題が残されています。

今後の人権教育の推進においては、さまざまな人権問題の現状や課題をふまえ、学校・家庭・地域社会など、あらゆる場において人権意識の高揚を目指し、教育や啓発などの施策を推進していくことが重要です。

更に、市民一人ひとりが自発的に人権学習に取り組み、人権という普遍的文化の創造に向けた取り組みを進める必要があります。

第3章 人権教育を推進するための環境の整備

1 学習環境の整備

現代の学習課題の中には、生命、健康、人権、国際理解、環境、高齢化社会、男女共同参画社会等、人権教育にとって重要な内容が含まれ、これらの課題について学習する場と機会を提供することが求められています。本市においてはこれまで、「同和問題をはじめとする人権問題に関する市民意識調査」のなかなどで、市民の学習ニーズの把握に努めてきました。今後は、講演会や研修会でのアンケート調査等を行うなど市民ニーズを的確に把握し、画一的な内容や方法にとらわれることなく人権教育・啓発を実践していきます。

また、1997年（平成9年）7月に、生涯学習施策を総合的・体系的に推進する「生駒市生涯学習推進基本計画」を策定しました。今後は学校・園、家庭、地域社会において市民の自発的な人権学習が行われるよう、学校教育施設、公民館、図書館、コミュニティセンター、隣保館、児童館等の公共施設と連携をはかり、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができるための学習の機会を広めます。

2 人材の育成

人権教育を広く市民に浸透させるためには、それぞれの地域や関係機関・団体で直接まちづくりに関わっている人々が身近なリーダーとなり、人権教育を推進していくことが重要になってきます。現在、生駒市同和教育研究推進協議会の推進委員を対象に、同和教育指導者養成講座が開かれています。今後も自治会、関係機関・団体等と連携し、各種の人権問題講演会や研修会への積極的な参加を促すとともに、地域における身近な指導者の育成に努めます。

さらに、今後の人権教育は多様な手法と多面的な内容が必要なことから、体系的な研修や啓発を企画運営できる専門的な指導者の発掘と育成が必要です。

本市では、現在、同和教育講師団講師を編成していますが、今後も県や他市町村、民間を含めた各種教育機関と連絡を密にして、専門的な指導者の確保と育成に努めます。

3 学習方法の整備

人権教育の推進は、家庭教育、学校教育、社会教育、その他の一般社会での教育のいずれにおいても行われなければなりません。学習者に応じた学習プログラムを作成するためには、個人の価値観や慣習を問い直し、日常生活で自らの体験を通して学んだ身近な問題を取り上げていくことが必要です。このことを基本に、生涯学習としての人権教育をそれぞれの地域住民の意識や生活に配慮し、関係機関・団体との連携を図りながら、学習プログラムの整備に努めます。

また、人権問題に対する理解を深めるためには、効果的な教材が必要です。教材の作成に当たっては、人権についての理解とともに日常生活のかかわりを考えながら、一人ひとりに行動が伴うように教材内容に創意工夫を凝らすとともに、市民の関心度や学習段階に対応した多様なパンフレットや映画・ビデオなどの教材を提供します。

さらに手法の工夫として、従来の学習では講演会、懇談形式、映画鑑賞などがよく行われてきましたが、受講者が主体的に学習を進めることが課題となっています。今後の手法については人権教育をより効果的なものにするために、これまでの形式も活用しながら多様な方法を組み合わせます。

4 情報の提供

現在の情報提供の手段としては、広報いこま・いこまNOWをはじめ、生駒市電話情報案内システム「まちの情報れすとらん」や啓発冊子・リーフレット、電光掲示板等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めます。

また、KCN（近鉄ケーブルネットワーク）や奈良テレビ放送での各種情報、インターネットのホームページなど、新しいメディアを積極的に活用していきます。

5 ボランティア活動の促進

ボランティア活動は、社会福祉活動の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり、子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。これらの活動は、現代社会がかかえる諸問題に対して行われており、個人の自発的意思に基づいて行動し社会に貢献する活動で

す。

このようにボランティア活動は、人権教育に資するものであり、諸問題の解決のために一人でも多くの市民が参加することができるよう活動の支援・振興に努めます。

6 関係機関・団体等との連携

人権教育を進めるに当たっては、県や他市町村との連携が大切であり、協力体制の強化を図ることが必要です。また、民間団体や企業とも連携し人権教育・啓発に必要な情報交換を行うとともに、市民や企業が自主的に行う人権教育の取り組みに対して、講師の紹介や啓発資料の提供などを行います。

さらに、人権問題についての悩みをもち相談を希望する市民のために、相談機能の充実を図り市民の相談に対応していくことに努めます。

第4章 あらゆる場を通じた人権教育の推進

1 家庭・地域社会における人権教育の推進

(基本認識)

人権を社会の中に根づかせていくためには、家庭や地域社会で市民がお互いの人権を尊重し、豊かで生きがいのある生活を送ることができるようになることが重要です。

これまでも、家庭や地域社会においてさまざまな人権学習が行われてきましたが、今後は社会の変化に対応し、市民一人ひとりの自己実現を図り、生きがいを持って生活することができる生涯学習社会の実現を目指さなければなりません。

(現状と課題)

近年、核家族化、少子化、共働き家庭の増加、親の長時間労働に伴う親子関係の希薄化などによって家庭での教育機能が低下し、家庭における教育の問題は深刻な状況になっています。こうした家庭の状況を踏まえ、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育に対する支援がより一層必要となっています。

一方、社会教育における人権教育については、生涯学習セミナー、女性学セミナーなどでのさまざまな機会を通じて人権教育を実施するとともに、生駒市同和教育研究推進協議会と連携を取りながら同和教育地区別懇談会などを行っています。更に啓発においても「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」などを通して街頭啓発や地域啓発を進めてきました。

しかし、人権が現代社会において重要なキーワードであるにもかかわらず、自己の生き方にかかわる問題として理解されていない面があることから、今後も「生駒市生涯学習推進基本計画」を踏まえ、学習機会の提供と自主的な市民組織の活動の活性化により一層の支援が必要になっています。

(今後の具体的施策の方向)

- 家庭教育の充実をはかるため、子育て支援事業や子育て関係の講座等を開催するとともに、学習情報提供・相談体制の整備に努めます。また、男女共同参画社会の実現に向けた情報等の提供に努めます。

- いつでも、どこでも、だれでもが参加できるようコミュニティ学習圏の整備・活用に努めるとともに、市民が自主的に利用する生涯学習の身近な施設である集会所等の活用をはかるなど、学習の場の確保に努めます。
- 地域社会における人権教育の推進に当たって、地域の生活課題を踏まえた学習プログラム、学習テキストや講義等内容を工夫し、具体的な人権学習の内容の充実をはかりながら、学習内容や教材に関する情報の提供に努めます。
- 市民組織に対して、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、効果的な学習や実践が行えるように、関係団体による人権教育の指導者養成活動の支援に努めます。

2 学校・園における人権教育の推進

(基本認識)

学校・幼稚園・保育園における人権教育は、子ども一人ひとりが権利の主体であることを踏まえ、学校・園におけるあらゆる教育活動を通して幼児・児童・生徒に自他の人権についての理解を深め、それを具体的な行動へとつなぐことのできる力を育てていくことが大切です。

(現状と課題)

本市では、県が示した「同和教育の推進についての基本方針」に基づき、すべての学校・園において人権を尊重する精神を育て、差別をなくす意欲と実践力をもった人間を育成する取り組みを進めてきました。また、就学前教育においても、「生駒市同和保育指導指針」及び「奈良県同和保育基本方針」に基づき、人間形成の重要な過程にある乳幼児に対し、その心身の調和的な成長発達を促すとともに、基本的人権を尊重し差別を許さない資質を培う取り組みを進めてきました。

しかし、いじめや不登校の問題など子どもの人権にかかわる課題が多く存在しており、子どもが人権について、正しい認識とそれに基づく行動力を十分身に付けているとはいえない状況です。

このことから、学校・園において、同和教育の成果を生かしながら幼児・児童・生徒自らが人権について考え、生活のなかから問題をみつけ、それを解決しようとする力を養えるようにすることが大切です。

また、国際化の進展により、ますます経済・社会さらには文化の面での交流が進み、国際的な相互依存関係が深まってくると考えられます。そのなかにあって子どもたちに、広い視野とともに異文化に対する理解と異なる文化をもつ人々と共に生きていく態度や人権感覚を育成することが求められています。

そのためには、学校・園では、自国の歴史や伝統・文化などについて理解を深め、他国の生活、習慣、価値観などについて「違い」を「違い」として認識し受け入れていく態度と相互の歴史的伝統や価値観を尊重し合う態度を育成していく必要があります。

こうした取り組みを進めるため教職員・保育士は人権教育の推進に果たす役割の重要性を認識し、自ら研修に努めるとともに、学校・園においても計画的に研修を進める必要があります。

(今後の具体的施策の方向)

- 家庭、学校・園、地域社会の連携を保ち、教育活動全体を通して幼児・児童・生徒の人権意識の育成に努め、人権学習の指導に当たっては、生活の場を通じて身につくように指導方法等の改善に努めます。
- 同和教育・保育の取り組みのなかで培われた学習・保育内容や手法を生かし、人権にかかわる教育内容の充実に努めます。

3 企業における人権教育の推進

(基本認識)

企業は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、社会的責任として就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権啓発活動に努めなければなりません。また、企業で働く人々も地域社会の一員であることから、企業とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

(現状と課題)

本市では、企業における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、1988年(昭和63年)に、生駒市企業同和教育推進協議会が設置され、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を目指し、企業内啓発や

就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取り組みが行われています。

しかし、職場内での差別事象も発生しており、企業内における一層の人権教育の取り組みが必要となっています。

(今後の具体的施策の方向)

- 企業主が人権教育の重要性を理解し認識を深めるよう指導し、生駒市企業同和教育推進協議会の組織の充実と企業内研修の推進を支援するとともに研修を実施しやすいように内容や方法の情報を提供し、講師の紹介、教材としてのリーフレットの作成、啓発用ビデオの貸し出し・配布などの支援に努めます。
- 同和地区の人々や女性、高齢者、障害者、外国人、H I V感染者、アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、すべての人々の就職の機会均等を確保するため企業に対して啓発を行います。
- 職場内におけるセクシュアル・ハラスメントについて、正しく認識し、防止対策をとるよう企業に対して啓発を行います。

4 市職員等に対する人権教育の推進

(基本認識)

市職員は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた市民啓発の第一線にあるという自覚のもとに、人権問題についての正しい理解と認識を培い推進を図るとともに人権意識高揚のためのリーダーとなる必要があります。

このことを踏まえ、人権啓発に積極的に取り組むための知識と技量を習得するための効果的な研修が大切です。

(現状と課題)

本市においては、新規採用職員から管理職に至る階層別の同和問題研修や臨時職員を対象とした研修を実施するとともに、リーダー養成として同和教育指導者養成講座や同和教育講師団講師指導者研修会への参加を通して、人権問題学習を進めています。

しかしながら、全体研修の充実に比べ各職場内での研修は十分とはいえません。それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進し、市民啓発ができることが求められています。今後は、研修内容や研修手法

に工夫を加えるとともに職場研修を充実し、各職場における人権の確立と市民のリーダーとなりうるための人権教育を実施していく必要があります。

さらに、外郭団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

(今後の具体的施策の方向)

- 職員研修については、経験年数別研修、指導者養成研修及び職場研修の充実を図り、職員が市民啓発のリーダーとなりうる力量を培います。
さらに、人権問題を自らの課題として捉え行動できるように、研修内容の充実を図り、職場研修用資料作成にも努めます。
- 市政の推進にかかわりの深い市民や団体に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての研修を実施するように促します。
- 教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施に努めます。

第5章 重点課題への対応

1. 【同和問題】

（基本認識）

同和問題は、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」に示されているように、日本国憲法によって保障されている基本的人権にかかわる課題です。本市でも、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」の制定など国の動向のもと、生駒市同和対策長期総合基本計画（答申）に則り、同和対策事業を進めてきました。その結果、地区内の環境改善等に一定の成果を見てきたところですが、現在もなお、教育・就労等の面において取り組むべき課題が残っています。

また、差別落書きや差別発言などの差別事象も発生している現実があり、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が解消されていない状況にあります。

1996年（平成8年）5月の地域改善対策協議会意見具申においても、差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動の充実が提起されており、我が国固有の人権問題である同和問題の早急な解決のため、人権教育・啓発の充実に努めていかなければなりません。

（現状と課題）

同和対策事業の推進により、本市の同和行政は環境整備についての実態的差別の解消に向けての目標は達成しつつありますが、1993年（平成5年）に行った同和地区実態把握調査からは、中高年層の不安定就労や高校中退者の増加等の課題が示されています。

心理的差別の解消に向けては1971年（昭和46年）に、学校教育関係者、社会教育団体、市行政関係者及び部落解放をめざす自主的運動団体で構成する生駒市同和教育研究推進協議会が組織され、地区別懇談会や同和教育指導者養成講座の開催等、市民主体の同和教育を目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、1996年（平成8年）に本市が実施した「同和問題をはじめとする人権問題に関する市民意識調査」の結果からは、差別的な言動に直面したときの行動力の弱さや同和地区の人との結婚に対するまよいなどが示されており、差別事象が起こっているなど、まだ多くの課題が残されています。

(具体的施策の方向)

- 同和問題を、本市における人権問題の重要な柱として位置づけ、これまで取り組んできた成果と課題を踏まえ、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動を一層創意工夫して進めます。
- 同和地区児童・生徒の不就学や低学力傾向の問題については、一定の成果をみてきましたが、高校や大学の進学率の格差、中途退学者の増加などの問題が残されています。これらの問題を解決するため、学校・家庭・地域が一体となって、就学前教育の充実、学力向上を図る取り組みを進めます。

また、隣保館、児童館、教育集会所等で行われている識字学級や補充学級、子ども会活動等、地域活動の充実に向け必要な援助をするとともに、地域ぐるみの取り組みを積極的に進めます。

- 就労の安定については若年層を中心に、職域・職種の広まりなどの成果をみてきているものの、依然として中高年には不安定な実態が存在しています。就労の機会均等を保障し人権尊重の職場づくりを進めるため、生駒市企業同和教育推進協議会をはじめとする関係機関と連携を密にするとともに、雇用主への啓発活動を進めます。
- 隣保館・教育集会所・児童館においては、識字学級や婦人（女性）学級、新生活実践運動等による諸活動が取り組まれてきました。地区住民の生活文化が向上してきたものの課題はなお残っています。

こうしたなか、1997年（平成9年）の国の制度変更とともに、隣保館運営要綱が改正され、隣保館は「福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンター」として位置づけられました。今後は、これまでの隣保館活動である自立促進業務に加えて、周辺地域住民への人権啓発・交流促進業務に積極的に取り組むことにより、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくための拠点施設として、その役割を果たせるような隣保館運営に努めます。

2【女性】

(基本認識)

近年の急激な社会・経済環境の変化により、女性のライフスタイルも大きく変わり、女性の地域社会活動への参加や活発な社会進出もみられるようになってきました。しかし、今なお「男は仕事、女は家庭」とする性別

役割分担意識は根強く残り、女性にとって多様な生き方が阻害されている一面があります。

21世紀に向けて、女性も男性も真に人間的なゆとりある働き方や暮らし方ができる「男女共同参画社会」を築くためには、「女らしく、男らしく」というジェンダー意識を払拭することが不可欠です。

(現状と課題)

男女平等と女性の地位向上をめざす国際的な流れのなかで、女性の就労や地域社会活動への積極的な参加も進んできていますが、なお今日においても、「女性に対する差別はある」とする人は多く、女性の意欲と能力が適切に評価され、社会的にも発揮されているとはいえないのが現状です。

こうしたジェンダー意識は、女性の「自立」を阻んできたばかりではなく、男性にとっても自らの「生き方」を阻害してきました。

女性問題の解決を図り男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も市民一人ひとりが自分自身の問題として受け止め、家庭や学校、地域社会、職場などで、自らの意識変革に取り組む必要があります。

このような観点から、本市では女性の社会的地位向上と社会への積極的な参加を目的に、1990年(平成2年)に市民活動の拠点施設として「生駒市女性センター」を設置し、さまざまな相談業務や情報提供、講座開催を中心とした各種の事業に取り組んでいます。また、1996年(平成8年)には「生駒市女性行動計画」を策定し、女性の人権尊重、真の男女の平等と共同参画社会の実現を目指しています。

(具体的施策の方向)

- 女性の人権を無視するような性の商品化やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティックバイオレンス、固定的な性別役割分担などについて、問題意識を深めることができるよう啓発活動に取り組みます。
- 学校の日常生活や行事においても、性差別や固定的な性別役割分担を助長するようなことがないかを見直し、男女が共に考え行動できるような教育の充実に努めます。
- 学習関連施設においては、男性も参加できる女性問題、性教育、家事、育児や介護等の具体的なテーマでの講座の充実に努めます。また、職員や市民団体のリーダーに対しての研修を充実するとともに女性問題に関するリーダーの育成に努めます。
- 今後のまちづくりには、女性の視点や発想を反映させるため、市が設

置する審議会等への女性委員の積極的な登用を進めるとともに、自治会やPTA（育友会）の各種団体において女性役員が選出されるよう団体及び市民に働きかけます。また、行政や学校における女性職員の管理、監督職への登用や、政策立案の場・機会への参画の促進に努めます。

- 多様な就業ニーズに対応できるよう、国、県や関係機関との連携を強化し、求人情報の提供や相談の充実など女性の就業の促進に努めます。
- 男女共に健康で心身にゆとりをもって働けるようになるためには、労働時間短縮の促進や介護休業制度の普及など、労働条件の向上が必要です。さらに、パートタイム労働者や家内労働者、女性の自営業者等、多様な労働形態に従事する女性の悩みや不満に関する相談に対応できる体制の確立に努めます。

3 【子ども】

（基本認識）

子どもの人権問題には、虐待やいじめ、体罰といった直接的な危害のほか、家庭や社会の状況の変化、少子化の進行等を背景として、子どもの心身の健全な成長が妨げられることに関する問題があります。子どもを権利の主体として認め、子どものもっている権利を社会的にも保障するような取り組みを、家庭、学校、地域社会が連携を図り推進する必要があります。

（現状と課題）

都市化や核家族化、少子化が進行し、家庭のなかにも情報機器が普及するなか、子どもの生活をみると人間関係の希薄化や自然とのふれあい、野外での遊び、高齢者など幅広い世代との交流といった直接体験が減少し、社会生活に順応できないという状況が見受けられます。

家庭においては、過保護・過干渉・放任・幼児虐待の状況があり、学校においては、いじめ・不登校・体罰・高等学校中途退学など教育上の問題も起きています。また、有害図書（ビデオ）・テレクラ・援助交際という名の売買春行為や覚せい剤などの薬物乱用などの社会現象がみられ、こうした問題を解決するための取り組みを推進することが必要です。

（具体的施策の方向）

- 1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連総会において採択され、我が国は1994年（平成6年）

に批准しました。子どものもっている権利を人間の普遍の権利として社会的にも保障することを周知徹底し、その具体化に努めます。

- 学校においては、人権尊重の精神の育成に取り組み、個人一人ひとりの権利を大切にし、それぞれの違い・個性を尊重する学校づくりに努めます。
- いじめ問題をはじめ不登校・体罰等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、市教育委員会をはじめ学校関係機関・団体との連携を図り、その予防や解決に取り組みます。
また、家庭や地域、その他関係機関・団体との連携を図り、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。
- 社会性の不足や自立の遅れに対応するため、ボランティア活動などの地域社会への積極的な参加支援や自然とのふれあいの場を提供し、自らの体験と出会いのなかで視野の広いたくましい子どもの育成を目指します。
- 子どもたちの社会生活への適応・自己確立・子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセリングや各種相談事業など教育相談体制の充実を図るとともに、教育相談や適応指導に係る情報等を関係機関・団体と共有し、ネットワーク化を図るため事業の充実に努めます。
- 乳幼児期は、人間形成の基礎づくりの時期にあることから、人権尊重の精神に徹した教育のもと、すべての乳幼児の心身の調和的発達を促し、あらゆる差別を許さない資質を培う教育の充実に努めます。
- 児童虐待・子育ての放棄など、子どもの人権侵害についての対応を早期にできるよう関係機関・団体と連携を図り、地域をも含めた相談支援体制の強化に努めます。

4 【高齢者】

（基本認識）

我が国でも、近年、高齢者問題が社会問題としてクローズアップされるようになり、2015年（平成27年）には、4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えるといわれています。そのためにも、在宅福祉、保健、医療サービスのより一層の充実を図り、生きがい対策としての学習機会の提供、社会参加活動の推進など高齢者が敬愛され、心身ともに健康で生きがいをもち充実した生活を送れるようにすることが必要です。

(現状と課題)

全国的に高齢化が進む中で、2000年(平成12年)11月現在、本市の65歳以上の人口比率は13.2%となっていますが、2010年(平成22年)には19%程度になると予測され、これは全国や奈良県の平均と比較すると低い値とはいえ、本市においても高齢化が急速に進んでいくことを示しています。また核家族化の拡大、平均寿命の伸びなどを考え合わせると、高齢者の一人暮らしや寝たきり高齢者、痴呆性高齢者の増加など、高齢者の人権問題や社会問題が深刻となり、高齢者施策が重要な課題となってきています。

このような状況を踏まえて、介護を社会全体で支える「介護保険制度」が、2000年(平成12年)4月より実施されました。

これまで本市では、国の「高齢者保健福祉十か年戦略(ゴールドプラン)」等を踏まえ、高齢者が健やかに、安心して生涯を送れるよう1993年(平成5年)3月に「生駒市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者介護を支援していくために在宅福祉サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等)の充実や入所施設の整備、特に特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター等の設置、また在宅介護支援のため介護支援センターを核としたネットワークづくりに努めてきました。さらに、高齢者関連の福祉施設としては、老人憩の家、生駒山麓公園ふれあいセンターなどがあり、高齢者が気軽に会合などができ、また高齢者と地域住民あるいは若い世代間との交流ができるような高齢者の人権に配慮した社会づくりを進めています。

高齢者の孤独感の解消と生きがい対策としては、いこま寿大学の運営や1993年(平成5年)11月に設置したシルバー人材センターの運営により、高齢者の社会参加を促進しています。

高齢者にとって何よりも大切なことは、心身ともに健康であることから老人保健法に基づく医療はもとより、保健婦による訪問指導を行うなど疾病予防に努めることが必要です。

今後は、2001年(平成13年)3月に策定した「生駒市高齢者ハートフルプラン」に基づき、介護保険事業や高齢者に対する福祉、保健、生きがい施策のより一層の充実を図ることが課題となっています。

(具体的施策の方向)

- 高齢化社会における行政需要の質的变化に対応できるよう、福祉、保健、医療、教育など総合的・体系的な高齢化対策を展開します。

- 高齢化社会について、高齢者と地域住民あるいは若い世代が共通の理解と関心を深め、共に生き生きと生活ができるよう環境条件の整備を進め、福祉意識の醸成や自立自助意識の高揚を進めます。
- 高齢者の学習要求などに対応した生きがいくくりや健康づくりを進めるために、生涯学習のための条件づくりに努めます。また、高齢者の働く意欲や能力・体力などに応じて社会参加を図るとともに、地域や事業所などと一体となって多様な機会と場を確保します。さらに、社会奉仕活動や老人クラブなどを通じ、高齢者の社会参加活動を促進します。
- 健康相談、健康教育などを通じて、高齢者の健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、病気の早期発見、早期治療を行うため、各種健康審査を充実します。また、高齢者が個人の身体状況、運動歴や生活環境などに応じ、気軽に参加できるスポーツレクリエーションを促進します。
- 青壮年期からの生活設計についての啓発を図り、高齢者の経済的基盤の安定を目指すため、今後も各種年金、手当、医療などの社会保障制度の充実を関係機関に働きかけます。
- 要介護高齢者とその家族の介護支援を図るため、介護保険サービスをはじめとする支援サービスを総合的に提供できる体制を確立します。また、ボランティアを中心とした地域単位の援助体制を確保します。さらに、市民が保健・福祉関連サービスについて気軽に相談ができるよう、情報・相談体制の確保を図ります。

5【障害者】

(基本認識)

障害のある人と障害のない人が共に理解し合い、共に助け合う共生社会を築くためには、障害者の人権が重んじられ障害者が個人として尊重されなければなりません。

そのためには、お互いに尊重しあい、社会に参加できる機会が均等に保障されるべきであるという認識を深める必要があります。

(現状と課題)

障害者自身の自立意識や社会参加への意識などが向上している反面、障害や障害者に対する理解や認識の不足から、障害者や家族らがさまざまな不平等や偏見、不合理な差別等を受けている現状があります。また施設や

制度の不備から障害者の活動が妨げられる問題が起こっています。

本市では、1998年（平成10年）3月に「生駒市障害者福祉基本計画」を策定しました。この計画を踏まえ、総合的・体系的に障害者保健福祉施策を実施するとともに、すべての市民が平等に自立した生活や社会活動を営むことができるように、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させていきます。さらに障害者が人間として尊厳を回復し、生きがいをもって社会参加ができるようにするリハビリテーションの理念の実現が重要となります。

（具体的施策の方向）

- 障害及び障害者についての各種広報活動を行うとともに、「障害者の日」のイベントや啓発ビデオ、「障害」擬似体験学習等の機会において、啓発活動に努めます。
- 障害及び障害者に対する正しい理解のための、さまざまな活動を共にし、交流を深めあう「ふれあいの場」を提供します。
また、学校・園においても「共に学び、共に育つ」教育に努め、障害児学級等との計画的な交流などを推進します。
- 教育に携わる教職員、障害者の日常生活を支援する保健・福祉関係職員に対し、人権に関する各種講習会や研修会の充実に努めます。
- 障害児への早期からの教育・療育等適切な対応は、重要な施策であるといえます。多様できめ細かい教育を展開するとともに、保護者に対する相談体制の充実を図ります。
- 障害者がその適性と能力に応じて雇用の場に就くことができ、また、自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携を図り、就労機会の拡大と雇用の安定の支援に努めます。
- 疾病等の早期発見・早期治療を目的とした保健サービスや医療・リハビリテーションは、障害者の自立と社会参加を促進するために必要であり、総合的な保健・医療サービスの提供体制の充実を図ります。
- 日常生活の基盤となる住宅、道路や公園などについてバリアフリーを促進し、都市基盤の整備を図るとともに、市民にとって暮らしよい住環境・生活環境の整備や福祉施設を含む各種公共施設の一体的な整備に努めます。

(基本認識)

社会経済環境の変化に伴い、本市においても諸外国との交流が活発になってきています。こうした状況の中、地域に住む人、学ぶ人、働く人、訪れる人、皆それぞれが国籍や民族による偏見や差別をもたず、公正で平等に互いの人権を尊重し、理解し助け合ってグローバルな視野で考え、行動できる世界に開かれた地域づくりを推進する必要があります。

(現状と課題)

本市に在住する外国人登録人口は約1,000人で、その内の約50%は韓国・朝鮮籍の人々です。これらの人々の多くは、歴史的経緯や社会的背景によって第二次世界大戦の終戦以前から生活している人々とその子孫であり、1911年(明治44年)から開始された旧生駒トンネル工事に労働者としてかかわった人々もいました。

しかしながら、日本人に外国の文化や歴史について正しく理解されていない状況があり、また外国人住民が自らの文化や歴史について学ぶ機会も十分に保障されてこなかった実情があります。

また、近年になって関西文化学術研究都市に属する区域を抱え、国際的な研究活動の拠点として世界各地から研究者等が集まり生活を始めるなど、市内に在住する外国人は増加し、その国籍も多様化しています。

このように国際化が進展する中で、日本に居住する外国人についてその歴史を正しく認識し、多様な文化・習慣・価値観等を尊重し、国籍を越えてすべての人々の人権が保障される共生社会の実現に努めることが大切です。

(具体的施策の方向)

- 異なる民族や文化に対して偏見や差別意識をもたず、世界の人々と対等な関係をもてる人材の育成に努めます。
- 外国人教育、国際理解教育を推進するとともに、お互いの多様な文化・習慣・価値観等を尊重し、正しい歴史認識の醸成を図る教育・啓発活動に努めます。

また、2000年(平成12年)3月に策定した「生駒市外国人住民教育指針」に基づき、お互いの文化や歴史について理解を深め、友好と信頼の関係を築き、共に生きる社会の実現を目指します。

- 外国人が生活するに当たって、言語などが異なるため外国語表記によ

る生活情報の提供や相談の充実など体制の整備を図るとともに、市内公共施設においても外国語表記を充実するよう努めます。

また、行政窓口の整備に努めます。

- 現在の保健・福祉等の制度について、対象となる外国人が不利益とならないよう制度の周知徹底を図ります。

また、賃貸住宅等への入居については、単に外国人であるという理由のみで入居が断られたり、制限されたりすることがないように啓発に努めます。

- 国内での生活基盤の確立のためには、就労の機会均等の確保が重要です。就労の可能な外国人について、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求め、関係機関と連携を取り就労の機会均等の確保に努めます。

7 【プライバシーをめぐる問題】

（基本認識）

高度情報化社会のめざましい発達により、コンピュータをはじめとする情報機器は大きな利便性をもたらしました。その一方で、自己の意思とは無関係に個人情報的大量に収集蓄積・利用されるという状況があり、個人が不利益を被ったりプライバシーを侵害されるという事態が生じています。本人の知らないところで身元調査が行われたり、インターネットやパソコン通信を用いた悪質な差別事象も生じています。

市民一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、プライバシー侵害をなくすよう、積極的に啓発を進める必要があります。

（現状と課題）

本市においては、「個人に関する情報は本来その個人が主体である」との認識のもと、1998年（平成10年）3月に「生駒市個人情報保護条例」を制定して、自己に係る個人情報の開示や訂正等を請求する権利（自己情報コントロール権）を保障するとともに、本市の機関及び事業者における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めています。

また、戸籍や住民基本台帳が差別につながる身元調査に利用されることを防ぐため、公開に関する一定の制限が加えられています。

プライバシーをめぐる人権問題の解決に当たっては、個々の人権問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、自分の身近な問題として考え対

処できるよう努めなければなりません。

(具体的施策の方向)

- 生駒市個人情報保護条例について、周知・啓発を図るとともに、市民一人ひとりがプライバシーの権利を正しく理解し、お互いのプライバシーが尊重される社会づくりに向け啓発を進めます。

8 【さまざまな人権問題】

多様化する現代社会にあっては、多くの人権問題が生じています。

- エイズ、ハンセン病やその他の伝染病では、病気に対する誤った知識や先入観によって、患者や感染者及び家族は、社会生活から排除されるなどの扱いを受けていることがあります。
- アイヌの人々は、民族の違いや歴史的経過あるいは異文化に対する偏見などが原因となって、差別を受けることがあります。
- 刑を終えて出所した人は、さまざまな偏見や差別に直面し、不安定な地位に置かれています。
- 科学技術の発達に伴う医療分野での人権問題、インターネット等を利用した人権侵害の問題、婚外子等に対する差別、同性愛者に対する偏見、路上生活者に対する集団での暴力行為など、人権に関する問題は多様化しています。

これらの人権問題の解決に当たっては、個々の問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、自分の身近な問題として考え対処できるよう、正しい情報の提供などに努めます。

第6章 国際協力の推進

現在、世界は、国境を超えて政治・経済・社会・文化等の色々な面で相互依存関係を深めつつある反面、民族紛争や飢餓・貧困・環境破壊等の多くの地球規模の問題を抱えています。こうしたなかで、自由で平和な社会を築くことは、わが国をはじめ全ての国々に課せられた重要な役割であり、個人としても諸外国の人々と共生し、人権という普遍的文化を築くために積極的な参加が求められています。

本市においても、社会経済環境の変化に伴い、外国人住民が年々増加するなかで、国際社会との関わりがますます深まってきており、「生駒市国際化基本指針」においても、グローバルに考え、行動する「生駒人づくり」を進め、世界に開かれた地域を作るために取り組んでいます。

こうした観点から、次のような事業を総合的に推進していく中で、内外の人権意識の高揚を図りながら国際化を推進するとともに、世界の平和と繁栄に貢献します。

- ・人権や平和を脅かす地球的規模の課題等について理解を進めるための講演会、セミナー等を開催します。
- ・人口や平和問題等、人類共通の人権にかかわる問題解決のため、住民や各種団体・グループと密接に協力しあい、国際協力を推進します。

第7章 行動計画の推進

1 推進体制

人権教育を、広範な取り組みとして展開できるよう、関係機関・団体との密接な連携のもと、市民参画を進めながら、全庁体制で行動計画の具体化を推進します。

2 推進体制の整備とフォローアップ

この行動計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、人権啓発を推進する部門の充実を図るとともに、全庁的な推進組織を設置します。